

議 決 権 行 使 書					
			年	月	日
保険株式会社 あて 住所 氏名又は名称 行使できる議決権の数					
第	号議案	原案に対し	賛	否	
第	号議案	原案に対し	賛	否	

（記載上の注意）

- 1 株主が賛否を記載する欄のほか棄権の欄を設けて差し支えない。
- 2 次に掲げる議案においては、各候補者等の事由ごとに賛否の欄を記載する。
  - （1） 2以上の役員等の選任に関する議案 各候補者の選任
  - （2） 2以上の役員等の解任に関する議案 各役員等の解任
  - （3） 2以上の会計監査人の不再任に関する議案 各会計監査人の不再任
- 3 会社法施行規則第63条第3号ニに掲げる事項についての定めがあるときは、賛否の記載がない議決権行使書面が当該株式会社に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容を記載する。
- 4 会社法施行規則第63条第3号へ又は第4号ロに掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項を記載する。
- 5 議決権の行使の期限を記載する。
- 6 行使できる議決権の数（次の（1）又は（2）に掲げる場合にあっては、当該（1）又は（2）に定める事項を含む。）について記載する。
  - （1） 議案ごとに当該株主が行使することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数
  - （2） 一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することができる議案又は議決権を行使することができない議案
- 7 書面作成上の必要に応じ、記載方法を変更することを妨げない。